

1. 将来都市像及び都市づくりの目標

(1) 将来都市像

本計画の上位計画である第8次安城市総合計画では、本市の目指す都市像を「幸せつながる健幸都市 安城」と定め、すべての施策分野に「健康」の視点を取り入れるとともに、「環境」への取組みを継続し、活力ある「経済」を生かし、伝統的な地域の「きずな」を継承し、社会全体で「子ども」を育むまちづくりを進めることにより、「健幸都市」の実現を目指しています。

(2) 都市づくりの目標

本市の目指す都市像の実現に向け、本市において今後重視すべき都市づくりの視点（5T）ごとに整理した都市づくりの基本的課題を踏まえ、本計画において目指すべき都市づくりの目標を次のように定めます。



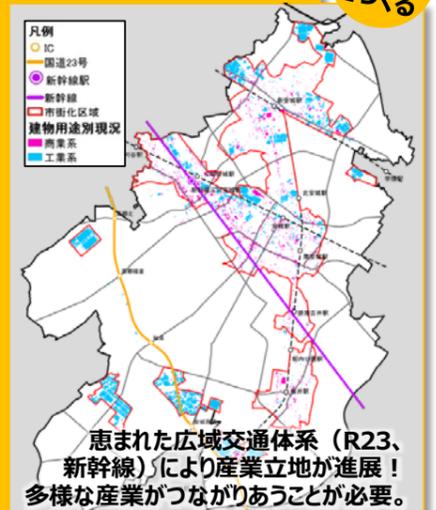
幸せつながる健幸都市

安城

みんなで生きる力をつくる！活力と活気で賑わいあふれる都市づくり。

安城市は、恵まれた地理的条件や広域交通体系による利便性を生かした産業立地により、堅調に経済発展を遂げてきました。そして産業の活況が人を集わせ、多様なにぎわいを創出してきました。ここで、本市発展の出発点が農業であることにならば、「エコノミックガーデニング（＝地元企業が成長する環境をつくること）」を念頭に置き、さらなる地域社会・経済の活性化に向け、既存ストックを活かし、「いかに生きる力をつくるのか」を視点とした都市づくりを進めていく必要があります。

そこで、本市の経済・財政基盤を支える産業用地の確保や既存産業の振興を図るとともに、リニア開業を見据えつつ、本市の優れた広域的な交通利便性を生かし、様々な産業と人との対流・交流を促進します。そしてこれに加え、市内に立地する歴史・文化資源や自然資源、田園景観など、本市独自の個性や魅力を磨くことで、都市の活力を高め、にぎわいの創出を図るなど、活力と活気で賑わいあふれる都市づくりを目指します。

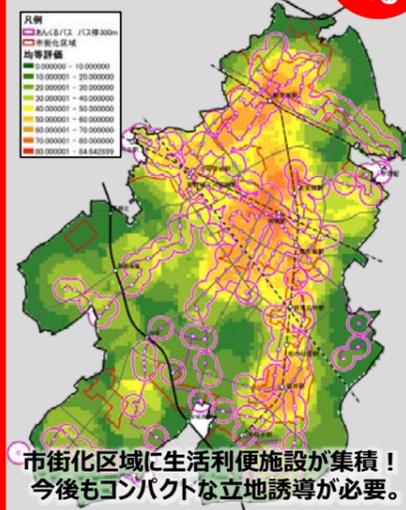


生きる力をつくる

みんなでまちをつくる！都市機能が便利に使える集約型都市づくり。

日本デンマークと呼ばれる農業先進地の安城市は、安城駅を中心に、少しずつ都市を形成してきました。その結果、国土のランドデザイン2050に掲げられる「小さな拠点づくり」に見合った、人・施設がコンパクトに集積した都市構造を形成することができました。しかし、今後も一定程度の人口増加が見込まれる中、まちの持続可能性を高め「いかにコンパクトにまちをつくるのか」を視点とした都市づくりを進めていく必要があります。

そこで、将来人口や産業規模に見合った適切な規模の市街地が確保され、市街地内では主要鉄道駅（安城駅、三河安城駅、新安城駅及び桜井駅）周辺を中心に、都市機能や居住が高度に集積した拠点地区の形成を図ります。また、今後増え続ける高齢者を念頭に、生活を支える利便機能が身近に維持・確保された、歩いて暮らしやすい生活圏を形成するとともに、世代やライフスタイルに応じた多様な移動手段を確保するなど、都市機能が便利に使える集約型都市づくりを目指します。



まちをつくる

みんなでまちをつかう！市民とともにいづくも持続可能な都市づくり。

先人たちの創意工夫によって、安城市は少しずつ都市として成長しました。コンパクトシティとして成熟しつつある一方、多様化するまちのニーズに対する「タクティカルアーバニズム（＝地域がやれることをどんどん実施し、小さな積み重ねで大きな改善につなげる戦略的取組み）」が重要となります。まちをつくるだけでなく、どう都市を運営するのか、「いかにまちをつかうのか」を視点とした都市づくりを進めていく必要があります。

そこで、エリアマネジメント等を用いた公共空間の有効活用や長寿命化等により、効率的な都市運営を進めるとともに、きめ細かなまちづくりの主役となる地域住民、民間企業、NPOをはじめ、これからの都市づくりや都市運営を支える担い手や仕組みづくりを支援し、これら担い手と市が連携して協創の取組みを進めるなど、市民とともにいづくも持続可能な都市づくりを目指します。

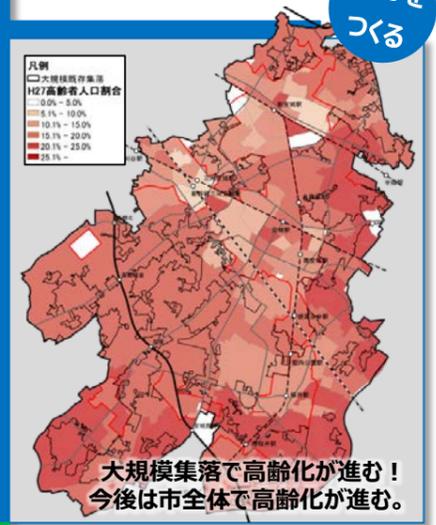


まちをつかう

みんなで安心をつくる！安全・安心に暮らせる都市づくり。

安城市は、まちづくり憲章やまちなみ景観ルールなど市民協創のまちづくりに取り組んでおり、取組みを支える地域コミュニティがつけられています。将来懸念される大規模災害への安全性や、高齢・子育て世代などが自分らしい暮らし、居場所を見つけられる安心感の確保には、プレイスメイキングなどを通じた地域コミュニティの再活性化をはじめ、「いかに安心をつくるのか」を視点とした都市づくりを進めていく必要があります。

そこで、今後、増加が見込まれる高齢者の居住環境の充実や若年世代の定住促進等といった多世代のバランスがとれた定住を進め、地域の防災・防犯力の下支えとなるコミュニティを強化していきます。あわせて、防災・減災対策や既成市街地での老朽建物、狭い道路の改善、空き家対策等を進めるとともに、市街地を取り囲む豊かな農地を守り、自然災害を極力抑制するなど、市民が安全で安心して暮らせる都市づくりを目指します。



安心をつくる

みんなで心地よさをつくる！人と自然が共生する都市づくり。

安城市は、これまで自然環境のみならず身近な暮らしを取り巻く環境への取組みを市民とともに進めてきました。本市にふさわしい一歩進んだ環境首都の成熟した展開を進めていくためには、都市から発生する環境負荷の低減や自然との共生を推進し、人も自然も生きやすい、居心地のよい都市となる、「いかに心地よさをつくるのか」を視点とした都市づくりを進めていく必要があります。

そこで、自動車に過度に頼らなくても便利に生活できる集約型都市への転換や環境負荷の少ない移動環境づくりを引き続き進めるとともに、市街地における都市農地の有効活用の検討や緑化を促進します。また、エネルギーの効率的利用に配慮した新たな市街地の形成や市街地を取り囲む優良な農地、油ヶ淵をはじめとする豊かな水辺環境の保全を図るなど、人と自然が共生する都市づくりを目指します。



心地よさをつくる

2. 将来都市構造の基本的な考え方

将来目標人口及び第8次安城市総合計画における土地利用構想を前提にしながら、本計画で対象とする“これから10年における都市づくり”における土地利用の考え方を明らかにするとともに、10年後以降の長期的な視点にたった都市づくりにおける都市構造の考え方を明らかにします。

(1) 将来目標人口と第8次安城市総合計画における土地利用構想

都市計画マスタープランでは、概ね10年後だけではなく、10年後以降の長期的な視点にたった目標設定を行います。

概ね10年後の目標では、「安城市・まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョンに基づき、目標年次の平成40年(2028年)の将来目標人口を192,000人と設定します。

そして10年後以降の長期的な視点における目標についても、同人口ビジョンから、平成40年(2028年)の将来目標人口(192,000人)を維持していくこととします。※平成72年(2060年)の展望人口は「19万人程度」。

都市計画マスタープランでは、「これから10年における都市づくりの視点」の将来目標人口は、「10年後以降の長期的都市づくりの視点」においても必ず増加する人口として整理し、10年後以降の人口変動については、「一層の総合的な施策により人口が多く定着していくことを想定し、「10年後以降の市街化区域内でいかに人口変動に対処するのか」を整理します。

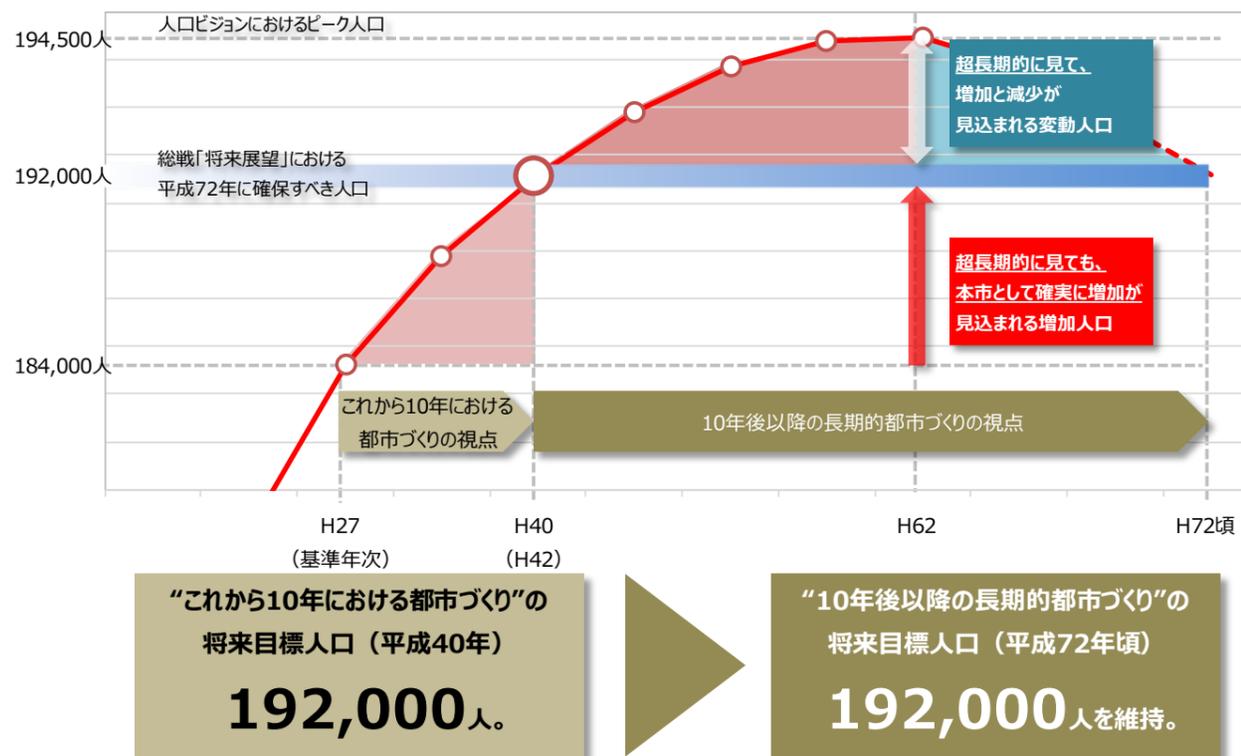


図-1 都市計画マスタープランの将来目標人口

日本の人口が減少に転じる中、本市では計画期間内は依然として人口が増加する見込みです。そこで、従来から進めている「4つの駅を核としたコンパクトなまちづくりを継続して推進する」とともに、定住人口の増加に繋がる魅力的なまちづくりを推進するため、第8次安城市総合計画に位置づける新たな土地利用を前提に10年後以降の人口を視野に入れて、長期的土地利用のあり方の整理を進めます。

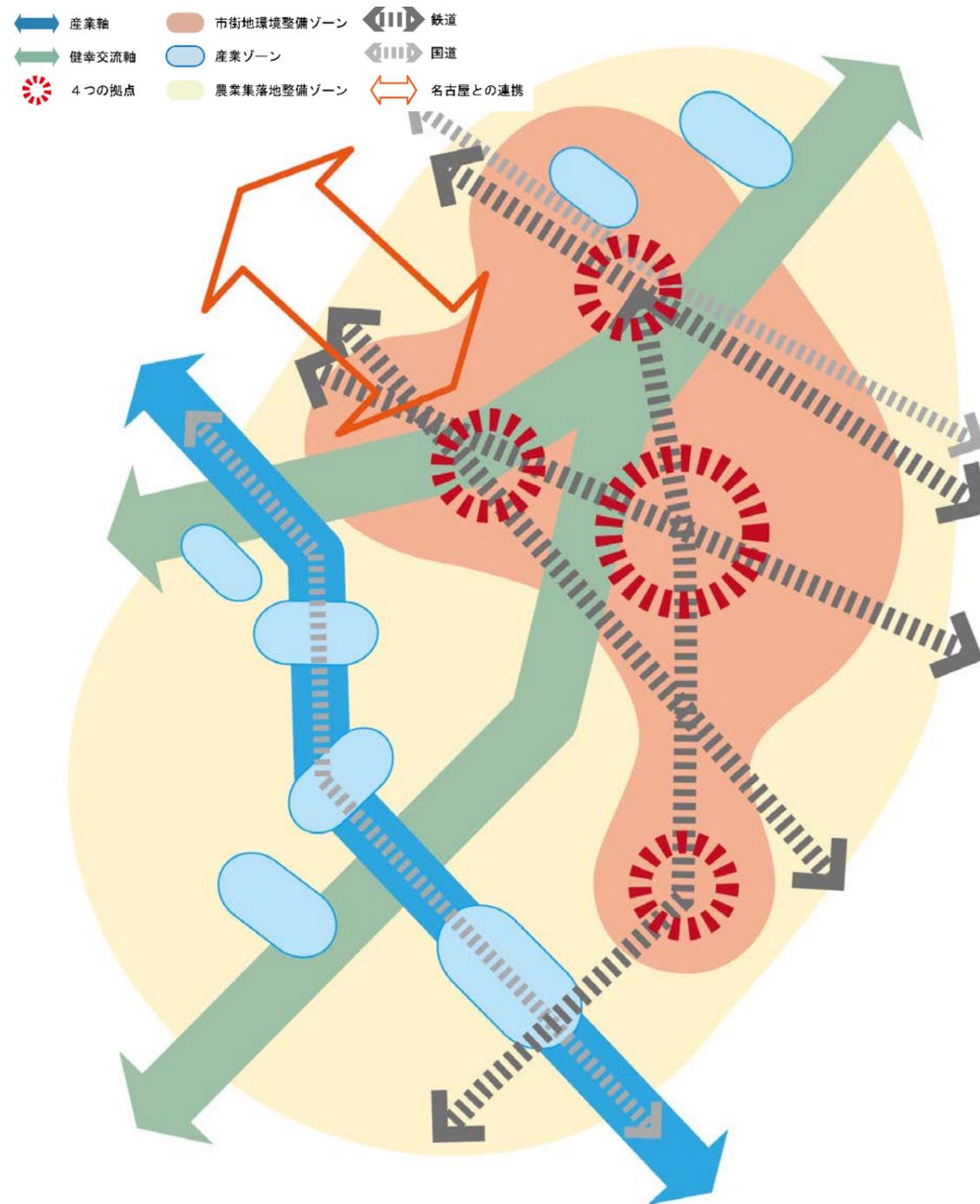


図-2 将来都市構造 (第8次安城市総合計画)

(2) “これから10年における都市づくり”の土地利用の考え方

本市は、JR 安城駅、新幹線三河安城駅、名鉄新安城駅、名鉄桜井駅の拠点的鉄道駅を中心に、中心に商業・業務地が集積し、周辺に住宅地が集積するなど、人・施設が4つの主要鉄道駅周辺にコンパクトに市街地が形成されてきました。また、工業地についても、流通性・利便性の高い地域高規格道路 IC 周辺、幹線道路沿いにコンパクトな集積となっています。

本市の目指すべき将来都市構造は、これまでの都市構造の特長をより深め、下図に示すような「土地利用と密度（建築物・人口）及び形態（高さ）の関係」の構築を図ることが必要であると考えられます。（＝土地利用の基本的な考え方）

そこで、土地利用の基本的考え方を踏まえながら、本市が目指すべき（理想となる）土地利用計画を定め、現在の用途地域の指定状況等を対照し、次期都市マスに位置づける土地利用構想を定めました。

また、分野別方針で定める土地利用方針に対する規制・誘導手法として用途地域の指定・見直しを行うとともに、用途地域のみではその実現が困難な場合、補完する必要がある場合等において、今後検討すべき土地利用誘導方策等により、土地利用方針の実現を図ることとします。

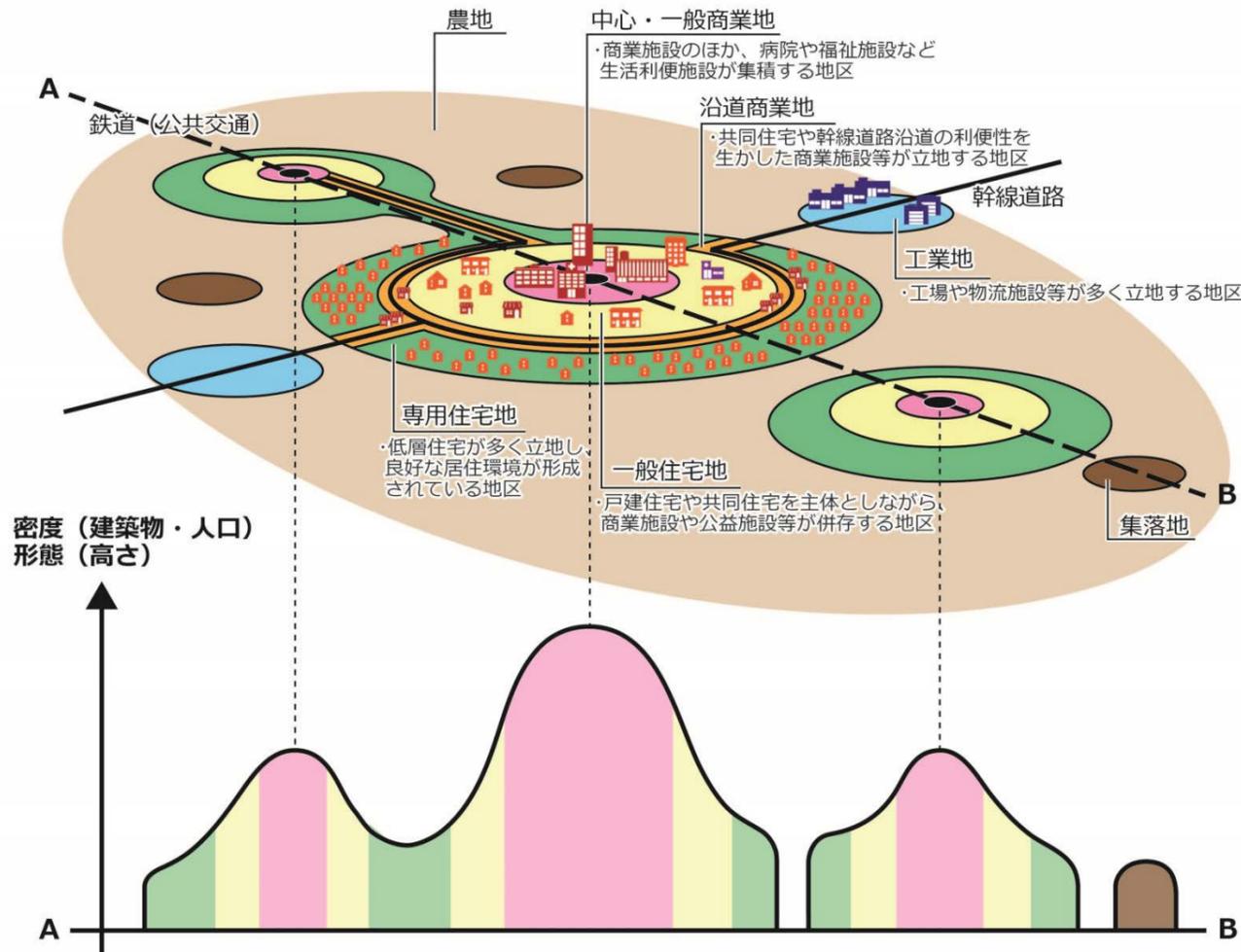


図-3 安城市が目指すべき土地利用の基本的な考え方

また、本市が今後順調に成長（人口が伸び、産業が活況）した場合、今の市街化区域に収容しきれない可能性があります。そこで、本市では人口、産業の観点から必要な市街地量を整理し、都市計画マスタープラン設定した人口、市内総生産額で「市街化区域内で収容できない量」を数値化し、その「量」から今後必要となる拡大市街地を整理しました。

図-3の考え方を基に、目指すべき土地利用と現行用途地域との整合等を整理し、あわせて本市における都市基盤の整備状況や大規模団地の開発状況等を地域性として加味した土地利用構想が図-4となります。

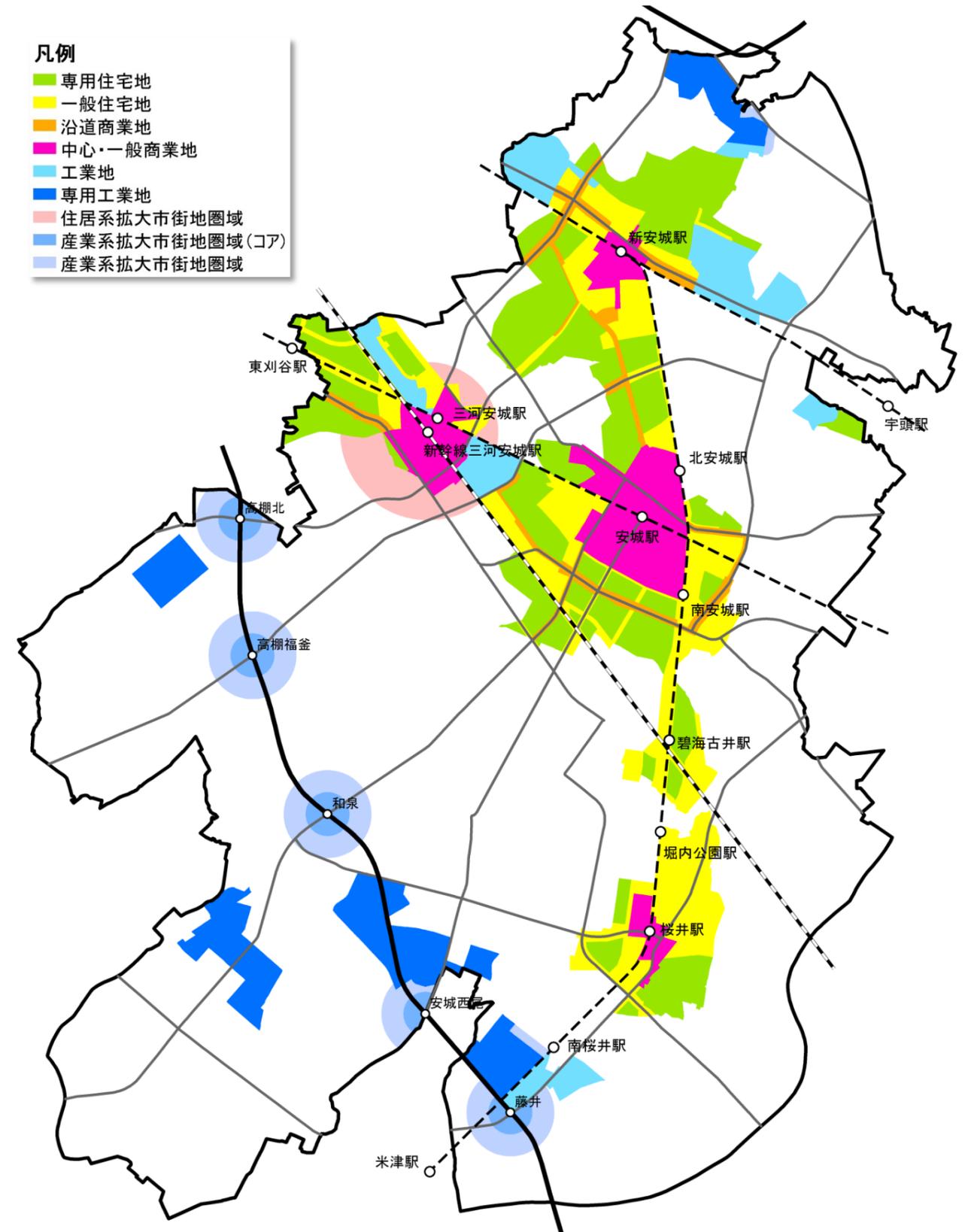


図-4 土地利用構想

(3) “10年後以降の長期的都市づくり”における将来都市構造の考え方

国における立地適正化制度創設の背景と本市の特性を比較してみると、国と本市では重要な要素の一つである人口の背景に大きな違いがみられます。

本市でも、今後、高齢化の進行が見込まれることは、国の掲げる背景と同じですが、本市では当面、人口の減少は見込まれず、増加傾向が続く見通しとなっており、総合計画では「4つの駅を核としたコンパクトなまちづくりを継続して推進するとともに、定住人口の増加に繋がる魅力的なまちづくりの推進」を図っていくこととしています。

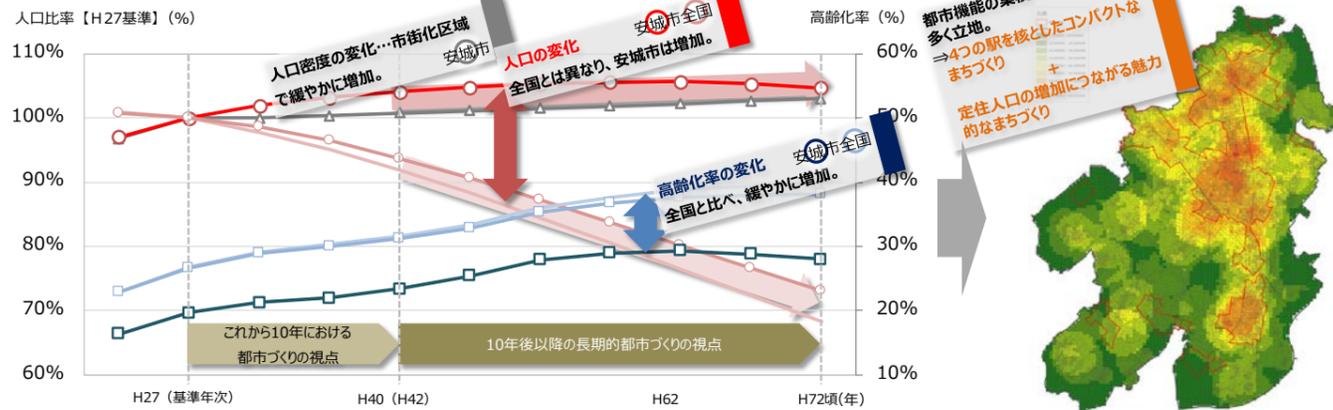


図-5 全国と安城市の人口・高齢化などの変動

このような前提の中、本市の抱える都市構造上の基本的課題を踏まえつつ、目指すべき将来都市構造の実現に向けては、長期的な展望に立って居住や都市機能を配置していくことが必要となります。前述のとおり、4拠点周辺については、“10年後以降の安城市の都市づくりを支える”拠点として、まちを使いながら、住みたくなるまちづくりを官民挙げて進めていくこと、他地域のモデルとなる居住・都市機能集積を進めていくことが必要です。

医療施設、福祉施設

- 市民の健康寿命の延伸
- スポーツを通じて健康で活力あるくらしができるまち
- 安城市版地域包括ケアシステムの構築
- 全ての市民が健康で文化的な生活を、生涯にわたって生きがいを持って営めるまち

公共交通、公園

- 人と自然が共生する良好な環境が持続的に発展する社会
- 市民に愛される公園整備を通じた、自然と人がふれあうまちづくり
- 鉄道、バス、自転車などの様々な有機的なネットワークの形成

商業施設

- 豊かで潤いのある市民生活の実現
- 各拠点の特性に応じた個性的な魅力ある拠点の形成

教育施設

- 子育てを担う保護者を支えることができるまちづくり
- 安全安心で快適な教育環境の創出

交流施設、防災施設

- 観光入込客数の増加
- 総合防災力の強化による安心安全なまちづくり
- 人とまちの明日を創る生涯学習環境
- 広く市民が文化芸術活動に親しめる環境づくり
- 地域コミュニティの活性化、協働によるまちづくり

図-6 市街地への集約が求められる本市に必要な都市機能

市街化区域に誘導すべき都市機能につきましては、第8次安城市総合計画の5K、各分野におけるまちのめざす姿から、“10年後以降の都市づくり”において誘導すべき施設を整理しました。(図-6) これら本市に必要な施設を維持増進していくため、土地利用構想、用途地域、居住の誘導方針等に従って立地誘導していきます。

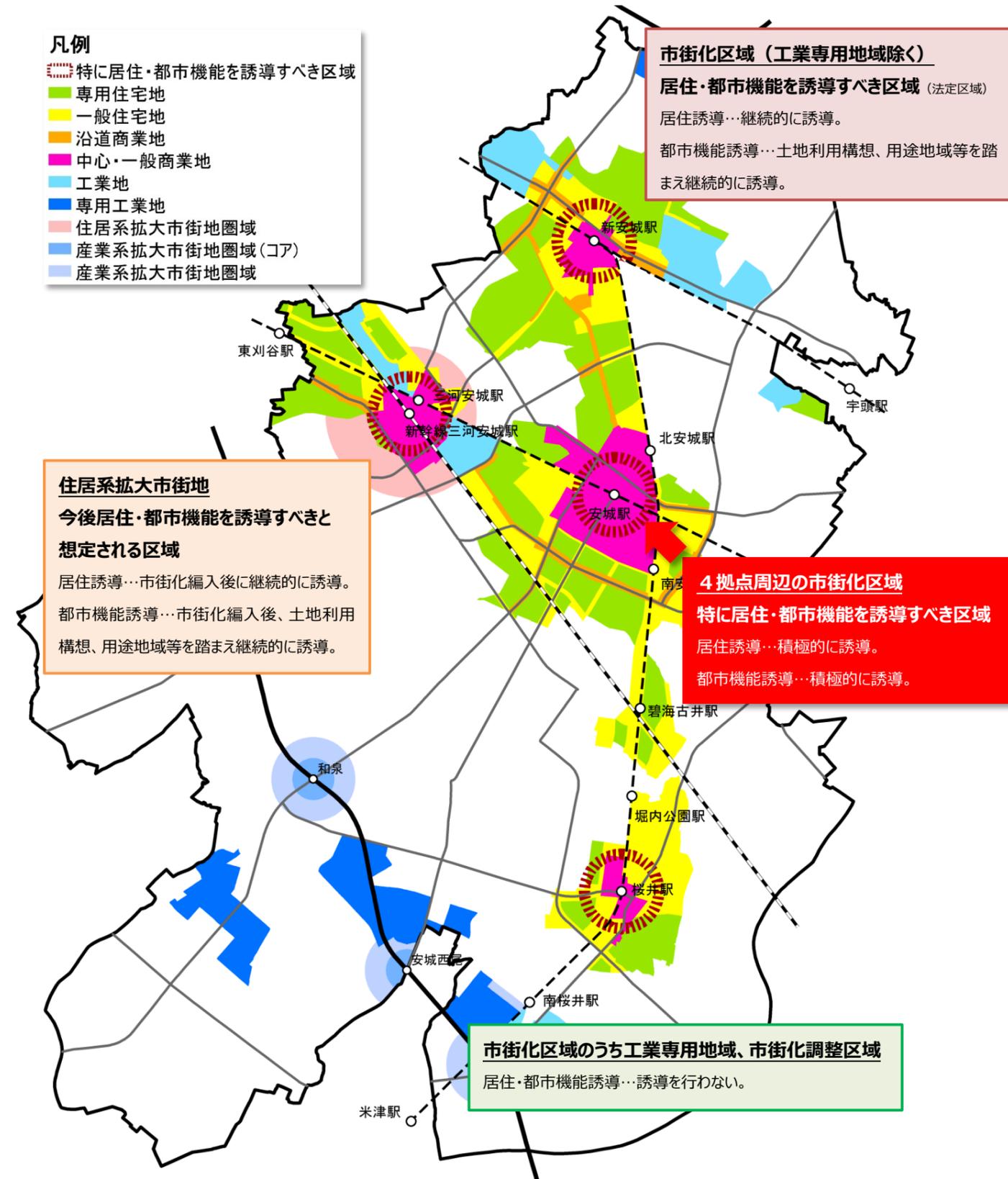


図-7 居住・都市機能誘導区域の考え方

3. 分野別方針

本市の目指す都市像の実現に向け、本市において今後重視すべき都市づくりの視点（5T）ごとに整理した都市づくりの目標（強みと弱みから導く都市づくりのキーワード）をもとに、「都市計画運用指針」において都市計画・都市マスに求められる役割や愛知県が定める「都市計画」における都市マスの記載項目の例示等を踏まえ、本市の都市づくり上必要と考えられる方針と方針を定めるべき分野を以下のように設定します。

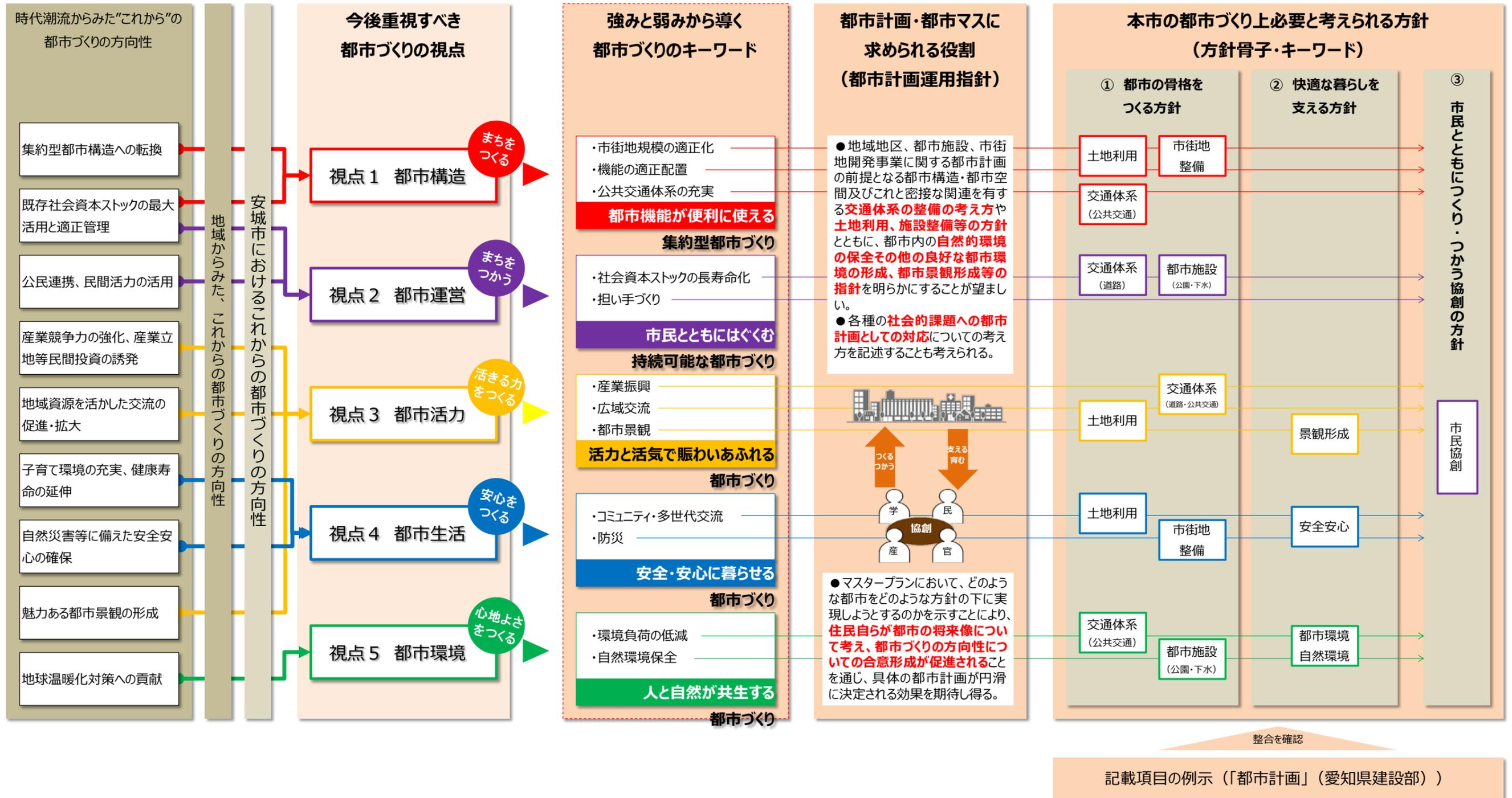


図-8 都市計画マスタープランで方針を定めるべき分野の考え方

今後重視すべき都市づくりの視点	まちをつくる!	まちをつかう!	生きる力をつくる!	安心をつくる!	心地よさをつくる!
(1) 都市の骨格をつくる方針					
土地利用の形成方針	●	●	●	●	●
交通体系（公共交通）の形成方針	●	○	●	●	●
交通体系（道路）の形成方針	●	●	●	○	○
都市施設（公園・緑地）の形成方針	○	●	●	●	●
都市施設（下水道・河川）の形成方針	○	●	○	●	○
市街地の形成方針	●	●	●	●	○
(2) 快適な暮らしを支える方針					
景観の醸成方針	○	○	●	○	○
自然環境・都市環境の醸成方針	○	○	○	○	●
安全・安心なまちづくりの醸成方針（防災等）	○	○	○	●	○
(3) 市民とともに作り・つかう協創の方針	●	●	○	●	●

表の見方		
特に関係が強いと考えられる	関係が強いと考えられる	関係があると考えられる
●	○	○
●	○	○
●	○	○
●	○	○

図-9 分野と5Tとの関係

(1) 都市の骨格をつくる方針。

土地利用の形成方針骨子。

まちをつくる! まちをつかう! 生きる力をつくる! 安心をつくる! 心地よさをつくる!

(拠点地区 特に居住・都市機能を誘導すべき区域を含む)

●主要鉄道駅（安城駅、三河安城駅、新安城駅、桜井駅）周辺を4つの拠点として位置づけ、各地区の個性や魅力を生かし、快適性に優れた市街地の形成

(専用住宅地)

●用途の混在防止や高層住宅の立地抑止等により、良好な居住環境が保たれた低層戸建て住宅を主体とした住宅地の維持・形成

(一般住宅地)

●日常生活を支える様々な生活機能が身近に立地・維持され歩いて暮らしやすい住宅地の形成

(中心・一般商業地)

- 主要鉄道駅周辺における商業・業務機能をはじめ多様な都市機能が集積した商業地の形成
- 鉄道駅周辺における高度利用等による高密度な住宅地の形成
- 三河安城駅周辺における広域的な交通利便性を活かし市内外から多くの人が集う高次都市機能が集積した商業地の形成

(工業地・専用工業地)

●既存の大規模工場等の操業環境の維持・改善を図り、良好な工業地としての土地利用の維持・形成

(農地・集落地)

- 無秩序な市街化を抑制し、本市発展を支え続ける、まとまりある優良な農地の保全
- 集落地に居住する市民の日常生活に最低限必要な生活機能の適切な立地、若年代等の定住促進によるコミュニティの維持

(拡大市街地)

- 鉄道駅を中心に都市機能が集約された市街地形成を基本としつつ、既存ストックの活用が可能な地区において、日本デンマークの原風景となる田園風景と調和した、多様な居住ニーズに対応した住宅地の形成
- 広域的な交通利便性に優れた地区を中心に、本市の財政基盤を支える工場等について、その集積と優良農地等周辺環境と調和した工業地の形成

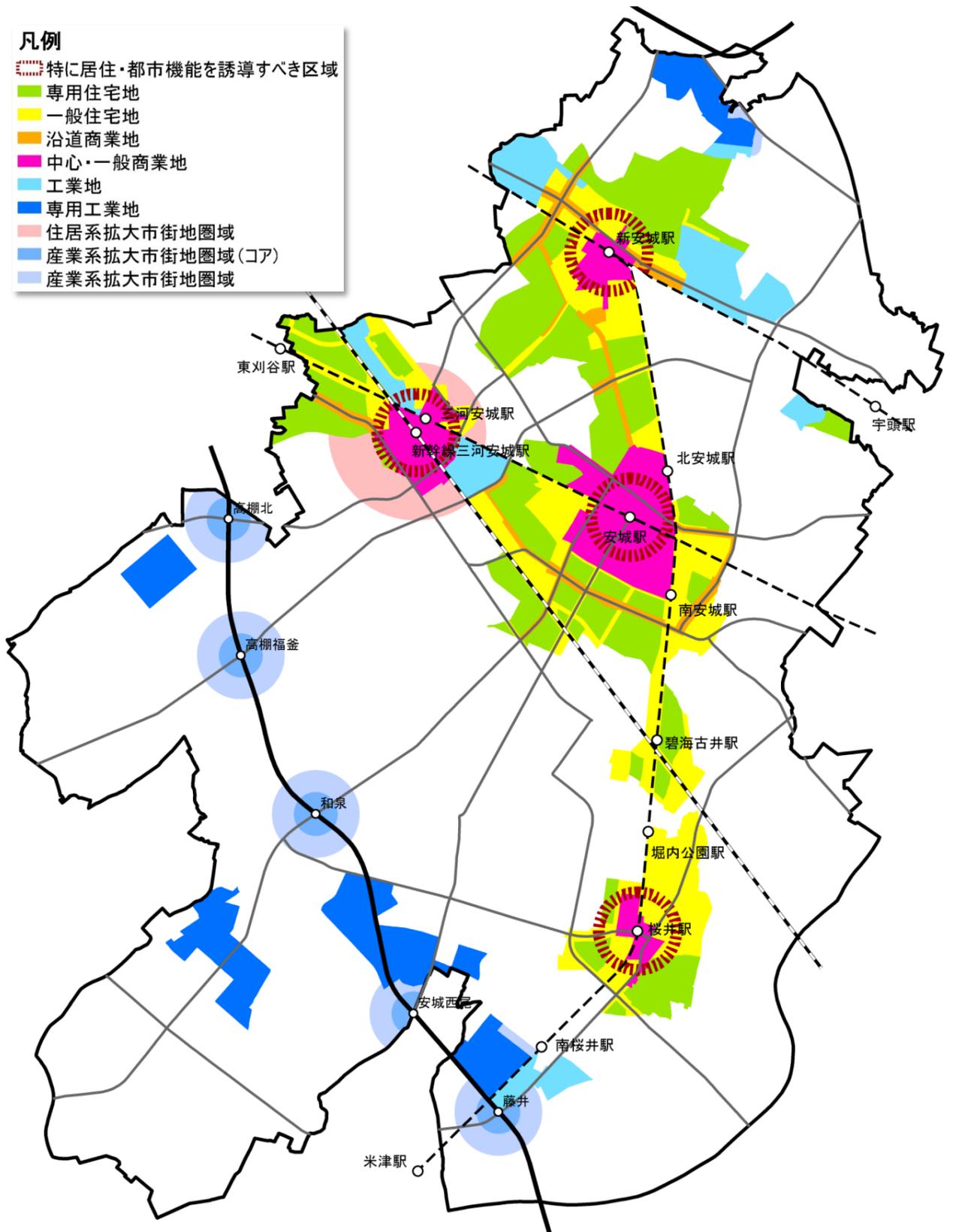
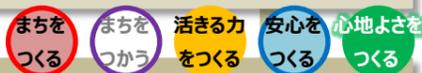


図-10 土地利用の方針

(1) 都市の骨格をつくる方針。の続き

交通体系（公共交通）の形成方針骨子。



- 安城市地域公共交通網形成計画に基づく多様な交通需要に対応した適切なサービスの提供やダイヤの改善等による公共交通の利便性の向上、利用拡大
- 鉄道駅における交通結節機能の強化、駅周辺における移動環境の充実（バリアフリー化等）
- 三河安城駅の利便性向上に向けた関係機関への働きかけ

交通体系（道路）の形成方針骨子。



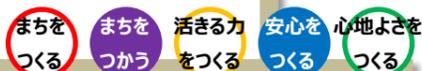
- 南北方向の自動車交通の円滑化を図るため骨格的都市幹線道路の整備促進
- 計画的・効率的な道路の維持管理、橋梁など道路施設の長寿命化、市民との協創の取組みによる道路環境の維持・保全
- 社会情勢の変化や将来交通量等を踏まえ、長期未着手となっている路線や区間をはじめ、現在の都市計画道路網の見直し・再編
- 安城市エコサイクルシティ計画に基づく自転車ネットワークの形成・充実

都市施設（公園・緑地）の形成方針骨子。



- 身近な公園が不足する地域を中心に都市公園の整備、子どもの遊び場や地域住民の交流の場の確保
- 自転車ネットワークや河川を利用した水と緑のネットワークの形成
- 公園施設の長寿命化、地域特性やニーズに応じた公園のリニューアル、市民との協創の取組みによる公園施設の維持管理

都市施設（下水道・河川）の形成方針骨子。



- 計画的な下水道及び河川の整備、経年劣化・老朽化に対応した施設の適正な維持管理・長寿命化

市街地の形成方針骨子。



- 新たな住宅地や工業地の形成に向けた土地区画整理事業の促進や地区計画を活用した基盤施設の整備促進
- 基盤整備のなされた良好な市街地における居住環境の維持・保全
- 主要鉄道駅周辺における土地の有効利用など高度利用に向けた必要な基盤の整備
- 未整備市街地における適切な民間開発等による宅地化の誘導、狭あい道路要綱や地区計画制度を活用した生活・操業環境の改善
- 集落地における生活道路をはじめ日常生活に必要な基盤施設の整備・改善

(2) 快適な暮らしを支える方針。

景観の醸成方針骨子。



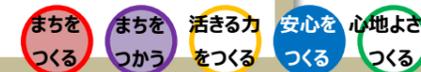
- 田園風景など日本デンマークと謳われた安城市の特徴と発展を後世に伝える景観醸成
- 地域の個性を尊重した誇りと愛着の持てる景観醸成
- 身近な景観づくりに向けた市民との協創の取組みの推進、景観に対する市民意識の醸成

自然環境・都市環境の醸成方針骨子。



- 矢作川をはじめ市内を流れる河川や水路、南部の油ヶ淵をはじめとする貴重な自然環境の保全・再生・活用
- 市街地における社寺林等の保全、公共施設等の敷地内への植栽や民有地緑化の促進
- 防災空間やオープンスペースとしての活用など市街地内農地の有効活用
- 市民との協創の取組みによる緑化の促進

安全・安心なまちづくりの醸成方針骨子（防災等）。



- 建物の不燃化・耐震化の促進、緊急輸送道路や避難路・避難場所の維持保全
- 空き家の実態把握や適切な維持管理、除却及び活用の促進
- 高齢化の進行する地域での若年世代等の定住促進によるコミュニティの維持
- 市街化調整区域において災害危険性が懸念される区域での市街化、一団の開発の抑制
- 市民との協創の取組みによる、河川の水位情報等の情報伝達手段の充実も含めた地域防災体制や防犯体制の強化

(3) 市民とともに作り・つかう協創の方針骨子。

市民とともに作り・つかう協創の方針骨子。



- 市民や関係団体等をはじめ、多様な主体が各々の役割を果たし、情報共有しつつ、本計画に沿った都市づくりの実践
- 地域のまちづくり目標の策定、その目標に基づいた地域の身近なまちづくりや公共空間の有効活用・維持管理（土地利用や景観のルールづくり、道路や公園等の維持管理、緑化や美化活動等）に対して自発的・積極的に取り組んでいけるような仕組み・支援策の充実